

見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

令和7年2月3日

全国健康保険協会山口支部

支部長 尼田 剛

1. 調達内容

(1) 調達案件

健診及び保健指導に関するチラシの作成及び健診実施機関への発送業務

(2) 調達案件の仕様

別紙仕様書に記載

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月28日

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 見積競争方法

契約は、総価にて行う。見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、参加者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜きの金額を見積書に記載すること。

2. 仕様書の交付場所及び見積書の提出場所等

(1) 仕様書の交付場所及び見積書等提出場所

〒754-8522 山口県山口市小郡下郷312番地2山本ビル第3

全国健康保険協会山口支部 企画総務グループ

電話 083-974-0531 (担当)土肥(とひ)

(2) 提出期限、提出方法

提出期限 令和7年2月18日(火) 正午まで

提出方法 郵送または持参とする

※郵送の場合は、上記日時までに必着のこと。なお、郵送での提出の場合は、簡易書留等の記録郵便を使用すること

(3)問い合わせ先

全国健康保険協会山口支部 企画総務グループ 担当：土肥(とひ)

3. その他

- (1)競争参加にあたっては、全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中ではないこと。
- (2)当該案件の全部又は主体的部分を一括して第三者に請け負わせないこと。
- (3)見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会山口支部宛てに提出すること。記載誤り及び記載漏れ押印漏れ又は判読不能なものは無効とする。
- (4)見積金額は、本調達に係る全ての費用を見込むこと。
- (5)消費税等については、1円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てた額とする。
- (6)見積書提出後の差替え、変更又は取り消しをすることはできない。
- (7)当該案件を履行できると全国健康保険協会山口支部長が判断した者であって最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約対象者とする。
- (8)見積結果については、別途すみやかに連絡するものとする。
- (9)請書の作成の要否 否
- (10)受託者は、成果物の納入後(なすべき業務がすべて終了後)、委託業務にかかる費用の請求を令和7年4月4日(金)までに(必着)協会に対して行うこと。協会は、受託者の適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払う。
- (11)契約手続きにおいて使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- (12)契約保証金 免除

以上